

昭和二十八年法律第二百五十三号

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律

1 農林水産大臣は、久六島（北緯四十度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しよをいう。）周辺の農林水産大臣が指定する海域における漁業につき、漁業調整上特に必要があると認めるときは、当該海域内にある漁場を管轄する県知事の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく権限の全部又は一部を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により県知事の権限を行う場合には、その旨を告示しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。